

令和 8 年 9 月 4 日

令和 8 年度大田区青少年問題協議会
(第 2 回)

令和 8 年 9 月 4 日

午後 1 時 3 0 分開会

○小池青少年・生涯学習担当課長 お待たせいたしました。まだおそろいでない方がいらっしやいますが、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

これより令和 8 年度第 2 回青少年問題協議会を開会させていただきます。私は、地域未来創造部青少年・生涯学習担当課長の小池と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼させていただきます。

本協議会は、公開原則に則りまして傍聴制度を導入しております。区のホームページにて、本会議録の公開を予定してございます。

また、本協議会の会長は、大田区青少年問題協議会条例第 4 条第 1 項におきまして、区長が務めることと定めさせていただいております。

開会にあたりまして、本協議会の会長でございます鈴木区長より御挨拶を申し上げます。

○鈴木区長 皆様、こんにちは。大田区長の鈴木晶雅でございます。

本日はお忙しい中、令和 8 年度第 2 回大田区青少年問題協議会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本協議会は、戦後の混乱期に青少年の非行対策を目的として発足して以来、長年にわたり、委員の皆様我真摯に青少年課題に向き合ってくださいました。皆様の多大な御尽力に、深くお礼を申し上げます。

さて、本日は、本協議会の今後のあり方について提言をいただく重要な節目となります。提言とともに、日々地域で青少年に向き合っている皆様から、未来を担うこどもたちの笑顔があふれる地域づくりに向けて、力強いお言葉を聞かせていただきたいと思います。

それでは、本日、どうぞよろしくお願いいたします。

○小池青少年・生涯学習担当課長 ありがとうございます。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。

まず、お手元、次第でございます。また、

資料 1 大田区青少年問題協議会委員名簿

資料 2 「大田区青少年問題協議会のあり方に関する提言書」

です。

また、座席表のほか、今回の議題にあたりまして、提言内でも触れております、大田区青少年委員会、大田区青少年対策地区委員会の紹介資料も机上に配付させていただいております。

続きまして、次第2の委員紹介でございます。資料1「大田区青少年問題協議会委員名簿」を御覧ください。

本来であれば、お一人おひとり皆様を御紹介させていただきたいところでございますが、会議の簡略化を図るため、こちらの名簿の御紹介に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。ここからの進行は、座長の青木委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○青木座長 東京成徳大学の青木でございます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて失礼いたします。

それでは、次第に沿って審議に入ってまいります。

さて、当協議会は5月11日の前回会議に続き、今年度2回目の会議となります。

前回会議では、これまで御審議いただいた大田区青少年問題協議会のあり方に関する提言書の概要案を説明させていただいたところでございます。

お手元の資料2「大田区青少年問題協議会のあり方に関する提言書」を御覧ください。

こちらは、前回の会議での意見交換やその後のアンケート、会議後の意見募集でいただいた御意見を踏まえた提言書になります。

それでは、内容について説明させていただきます。

まず、委員の皆様には6月中旬から下旬にかけて事務局から提言書（案）という形で配信をしましたが、その配信内容からの変更点を最初に説明させていただければと思います。

文言等の修正はたくさんあるんですけれども、追加した内容を4点お伝えいたします。

まず、15ページを御覧ください。15ページ、第3章6（1）内で区の会議体、地域組織の一例として、複数の会議体を挙げております。その一番右下、大田区いじめ問題対策連絡協議会、こちらのほうが前回の提言書の案では記載されておりました。

ただ、青少年問題というものを考えるとき、この連絡協議会というのは記載したほうが良いため、追加させていただいております。

2 点目、同じく第 3 章 6（1）の最後の「また、地域組織においては」からはじまる段落でございますが、こちらの 2 行目に、後ろのほうに「連絡・会議等運営の DX による運営負担軽減、社会教育的な面では、地域を構成する様々な主体（大学、企業等）との連携による多様な学び・体験機会の提供等の視点を取り入れることが望ましい」というふうに入れさせていただいております。

こちら委員の皆様から提言書案について御意見を伺ったときに、こういった視点も必要ではないかというところで入れさせていただいております。

3 点目、19 ページを御覧ください。太字で二重丸が 3 か所ございますが、その 2 つ目「青少年が地域社会とつながる機会の創出」で、3 行目に「ひいては地域社会（事業所等を含む地域を構成する様々な主体）とのつながりを創出している」として、この「地域社会」という部分を明確にする形で、括弧の部分も追記しております。

4 点目として、20 ページ提言Ⅲの最初の段落の最後の 1 文「更に、地域を構成する様々な主体と連携し、また多角的な知見を取り入れることで、一層学びと体験の効果を高めることができる。」を追加させていただいております。ここは今回の提言の非常に重要なところです。

以上が変更点でございます。ここからは、提言書全体についてざっと説明させていただきます。

それでは、提言書の内容について、第 1 章から説明をしていきます。

まず、1 ページを御覧ください。

大田区青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法と、大田区青少年問題協議会条例を根拠とする区長の附属機関です。

設置当初の役割は、戦後の社会的・経済的混乱を背景に増加した少年非行への対応でした。

具体的には、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する重要事項を調査審議し、関係行政機関の連絡調整を図ることが主な役割でした。

次に、2 ページから 7 ページにかけては、青少年を取り巻く社会状況を 4 つの局面に分けて整理をいたしました。2 ページを御覧ください。

第一の局面は、戦後混乱期。貧困や社会的混乱を背景に、窃盗・詐欺・強盗などが増加し、非行少年の保護や更生が重視されたという時期で、大田区青少年問題協議会は昭和 30 年に発足しております。

2 ページ後半から 3 ページを御覧ください。

第二の局面は、高度経済成長期から経済安定成長期です。

都市化や生活環境の変化に伴い、少年犯罪の低年齢化・集団化が進みました。そのため、非行後の対応だけでなく、環境の浄化や体験機会の提供など、青少年の健全育成を地域で進める方向へ変化した時期です。

4 ページを御覧ください。

第三の局面です。これは、低成長期と表現させていただいておりますが、ひきこもり、児童虐待、家庭内暴力、いじめ、不登校など問題が多様化・複雑化しました。これに伴い相談支援や家庭支援、専門的な会議体制度が整備されていた時期になります。

続いて、5 ページから 6 ページを御覧ください。

第四の局面になります。こちらは現在のことになりますが、少子化、孤立、SNSの普及、インターネット上のトラブルなど課題がさらに複雑になっております。そのため、分野ごとに分かれたこども・若者施策を総合的・一体的に進めることが求められ、国ではこども基本法やこども大綱が整備され、大田区でもこども未来部やこども未来会議が設置されている時期です。

では、続いて、7 ページと 8 ページを御覧ください。

これまで、本協議会は地域の体験機会、家庭、学校、地域の連携、青少年対策地区委員会の機能強化などについて答申や提言を行い、区の行動計画や、子ども・若者計画の策定にも関わってまいりました。

しかし現在では、当初の設置目的である非行少年の保護、矯正を中心とする役割は終わり、虐待・子育て支援、居場所づくりなどは他の専門的な会議体で扱われております。また、計画策定に関する審議も、こども未来部への移管によって一つ区切りを迎えました。

そのため、9 ページ、第 1 章の提言 I は、大田区青少年問題協議会を解散することが適切であるというものです。

これは、活動の意義を否定するものではありません。むしろ協議会がこれまで果たしてきた役割を評価した上で、次代の新しい体制に移行するという提案になります。

続いて、第 2 章について説明いたします。10 ページを御覧ください。

第 2 章では、闇バイトから青少年を守るための地域連携を事例として、青少年が安心して学び、健やかに育つために必要な地域のあり方を検討しております。

まず、闇バイトの実態を警察庁の資料に基づいて紹介しております。

闇バイトは一部の特別な青少年だけの問題ではなく、友人関係、身近なつながりを通じて、誰でもが巻き込まれる可能性のある問題と言えます。

続いて、11ページを御覧ください。

大田区が実施した区民意識調査の結果を紹介しております。

この結果から、啓発は小学校高学年頃から行う必要があるのではないか。また、単に危険だからやってはいけないと伝えるだけではなく、青少年が自分の問題として考えられる方法が望ましいと論述しています。

12ページと13ページを御覧ください。

地域では、警察による出前講話、SNSセーフティー教室、チラシの配布、地域懇談会、個別相談の様々な取組が行われています。

提言書では、これらを個別に行うだけでなく、警察、学校、PTA、自治会・町会、行政、地域団体などが互いの取組を共有し、連携することが重要だとしております。

また、闇バイトを追体験するアプリケーションゲームのように、犯罪への入り口を具体的に理解できる青少年メッセージの手法も紹介されております。SNSやIT技術を活用すれば、参加しやすく情報を届けやすい啓発も可能になります。

連携によって生まれる効果が、「気づき」と「つなげる」です。地域の大人が、挨拶や行事などの日常的な関わりを通して青少年の変化に気づく、そして、必要な場合に家庭、学校、行政機関などにつなげる。この関係性が青少年を孤立させず、安心して育つための地域環境をつくれます。

14ページを御覧ください。第2章の提言になります。

提言Ⅱは、地域団体、学校、行政機関、警察などが既存の取組をさらに強化し、相互に連携することで、青少年が身近な環境で安心して学び、健やかに育てる地域環境を整えることを提唱しています。青少年との日常的な関わりを増やし、変化に気づき、必要な支援へつなげる地域づくりを進めることが、この提言の中心となります。

最後に、第3章について説明をします。

14ページ後半から15ページを御覧ください。

第3章では、青少年が地域の中で学び、体験し、主体的に成長できる豊かなコミュニティをどのようにつくるかが示されています。

大田区には、15ページ「区の会議体・地域組織の一例」で挙げたように、多様な組織

がございます。これらは、それぞれ異なる役割を担っております。

虐待や不登校などへの専門的支援を行う組織もあれば、地域コミュニティを支える組織、社会教育や体験の機会を提供する組織もあります。

本提言書は、これらの組織が単に個別に活動するだけでなく、横のつながりを意識して連携することを求めています。

情報共有にIT技術を活用し、会議や連絡の負担を減らすことも重要です。

また、大学や企業など、地域を構成する様々な主体と連携し、学びや体験の機会を多様化することも示しました。

16ページを御覧ください。

こうした連携を実際に機能させるには、地域と行政、あるいは団体と団体の間をつなぐ調整役が必要です。提言書では、その役割を担う存在として、青少年委員とスポーツ推進委員を挙げております。

青少年委員は、青少年団体や学校・行政などをつなぐパイプ役であり、青少年活動の支援や相談、交流促進を行うコーディネーターです。

スポーツ推進委員も、地域と行政、区民相互の調整役として活動しております。

両委員は専門的な知識だけでなく、地域への深い理解と、人とのネットワークを持っています。そのため、青少年の変化やニーズを捉え、必要な活動や支援につなぐ地域のハブとしての役割が期待されています。

17ページを御覧ください。

これからの施策における重要な柱の一つが、青少年自身の意見を施策に反映することです。

青少年を支援の対象としてだけ見るのではなく、ともに社会をつくる一員として捉え、意見を表明する機会や地域活動への参加機会をつくる必要があります。

二十歳のつどいやSNS、IT技術などを活用し、より多くの青少年から直接意見を聞く仕組みが求められています。

続いて、17ページから19ページで論じている青少年対策地区委員会の役割についてです。

青少年対策地区委員会は、昭和31年に当協議会の下部組織として始まりましたが、現在は独立した民間団体として18地区で活動しています。

現在の主な役割は、青少年の不良化防止ではなく、キャンプ、スポーツ、文化活動、

リーダー講習会などを通じて、青少年に学びと体験を提供する社会教育になります。

18ページには、大田区の青少年を取り巻く社会課題として、少子化、地域のつながりの希薄化、担い手不足という課題があることを挙げております。

19ページでは、こうした課題に対して青少年対策地区委員会の活動は、地域への愛着を育て人と人との交流を生み、将来の担い手を発掘・育成するという形で貢献していることを述べています。

では、20ページを御覧ください。第3章の提言になります。

提言Ⅲは、まず、青少年対策地区委員会が地域における社会教育の指導的役割を今後も果たせるよう、当協議会解散後も大田区長が青少年対策地区委員を委嘱することを唱えています。第3章全体を通じた方向性は、青少年が地域で学び、体験し、地域への愛着を育み、将来の地域を担う人材へ成長する循環をつくることです。地域と行政が連携し青少年や関係者の意見を施策に反映することで、持続可能で豊かなコミュニティの形成を望むとしています。

以上が提言の説明となります。

さて、このとおり、こちらの提言書は令和7年度・8年度を通して、協議会委員の皆様方に御審議を重ねていただいて作成をいたしました。

本日、この協議会内で大田区長にこの提言書を提出することになります。

説明のとおり、この提言書では、当協議会は時代の変遷とともに、当初の役割を終え、解散することが望ましいという方針を表明いたしました。

この提言書に基づいて当協議会が解散いたしますと、71年という長い協議会の歴史に一つのピリオドが打たれることとなります。

しかし、提言書の第2章、第3章で示したとおり、これからも青少年が安心して学び暮らせる地域づくりは、行政と地域社会が連携し、協力し合い、若者自身の声も反映しながら進めていくべきものでございます。

協議会は閉会いたしますが、時流の中で新たな青少年課題が生じた場合は、課題に対応した区の会議体や地域団体で対応しながら解決策を模索していくことになります。これまでと同じく、地域で活動されている団体の連携や協力は欠かせないものです。

そこで、これからも地域での重要な役割を担う皆様に、それぞれの団体での活動においての思いを一言ずつお聞かせいただきたいと思います。

時間に限りがありますので、全ての方というわけではないですが、どなたか

御発言いただける方は挙手でお知らせいただければと思います。

いかがでしょうか。

○金田委員 青少年対策地区委員会会長会会長の金田です。座ってお話します。

こちらの提言書の中で、青少対に関する細かい提言をまとめていただき、本当にありがとうございます。

青少対というのは、本当にこの青少年問題協議会から発足してこの会議体とリンクしていた機関でございました。やっぱり、時代の変遷とともに我々の仕事は大きく変わってきて、今は地域と地域の人材をつくる、そして、こどもたちへの健全育成を行う環境づくりをするということが非常に大きな役割になってきております。

我々の組織には、町会・自治会、学校、PTA、青少年委員会、スポーツ推進委員、各種青少年団体、警察、消防を含めた行政機関、いろんな方が参加していただいております。

そんな仲間をここに書かれているとおりにつないで、これからの地域づくりを支えていけたらなと本当に思っております。

特に、今、青少対で活躍されている委員の方が、そのうち連合町会のほうに上がっていきまして、町会の中で中心を担う役割をしていきます。そうなってくると、例えば隣の町会にちょっと声をかけるときでも知ってる委員がいるものですから、電話1本ですぐに話が通じる。

この形態というのは、今の青少対の会長会でもありまして、十数人が青少年委員のOBなんですね。ですので、皆さん青少年委員会の中で培った人間関係がそのまま会長会に上がっているものですから、とにかく話が早い、知らない地域でも、すぐに話を通すことができます。そういうふうな縮図が今、青少対の中でもできてきています。

そうすることによって、風通しのいい地域づくりになっていくのかなと思っております。本当に、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○青木座長 金田委員、どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。御自由に発言いただければと思います。

そしたら、指名をさせていただきたいのですけれども、曾田委員はこの協議会に平成元年から務めていらっしゃるということで、ぜひ一言いただければ、よろしく願いいたします。

○曾田委員 弁護士の曾田と申します。

今もちょっと何年から委員をやっているかということ聞かれまして、ちょっと自分でもはっきりしなくなってしまうまして、非常に長いことやらせていただきました。途中、つい二、三年前にちょっとそろそろ私も引退させていただきたいということをお願いしたんですが、引き続きということで、この青少年問題協議会が時代の流れとともに役目を終え終結するということで、最後まで関与するようということだったと思います。

当時は、今もいろいろ御報告が座長のほうからありましたけれども、青少年問題の刑事部門ですね、いろいろな犯罪に関しまして時代とともに変わってきてまして、今は闇バイトとか、そういうインターネットを通じて、いろいろな犯罪が起こってきて、青少年の問題が起きてきておりますので、地域だけのことということよりも、もっと社会全体としての視点というものも必要になってきていると思います。

今度新しく青少年問題協議会が一応役目を終わりますけれども、またそういったもっと広い範囲で青少年問題の、特に犯罪等から青少年を守ることに関しては、もっとグローバルないろんな対策が必要ではないかというふうに思っております。

そういったところもいろいろ対策は練られておりますので、また、それ自体も発展的に対応していくのだらうと思いますけれども、本当に長らく関与させていただきまして、ありがとうございました。

○青木座長 大変ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。御自由に御発言いただければと思います。

そしたら、また御指名させていただければと思うのですが、せっかく公募委員で二人来られておりますので、小関委員からお願いいたします。

○小関委員 小関と申します。

今回は、この協議会に参加させていただき誠にありがとうございました。

今回この会議を聞いていて、私、こども食堂を今2年ほど運用はしているのですが、その中でやっぱりこども食堂の、身近に寄り添えることを生かして、そうですね、参加されている方々は母子家庭とか結構いらっしゃるんですよね。

その方に対して、何か問題があった場合は、私が耳で聞いて解決につなげて、もし難しい場合は、区の人とか、社会福祉協議会ですとか、そういった方々に力をお借りして解決していくことを目指していけたらなというふうに思っております。

拙い発言ですけども、ありがとうございました。

○青木座長 小関委員、ありがとうございます。

それでは、東使委員もどうぞよろしくお願いいたします。

○東使委員 公募委員の東使と申します。

気づけば、二十歳のときから公募委員をさせていただいて、3期目で6年間たっ
たと思っております、その中で印象的だったところを二つ挙げさせていただくと、
一つ、フラットおおたの開設がありました。私自身も書道をやっておりますので、書
道の文脈で実際に足を運ばせていただいて、交流をさせていただいたことがあるんで
すが、やはり当時はまだコロナがちょっと明けたぐらいで、皆さん、こどもたちのコ
ミュニケーションはどうなんだろうと思ったんですけど、実際に生の声を聞いて、何
というんでしょう、皆さんそれぞれやりたいことをすごく当時持たれていて、何かこ
れからコロナが明けたらこういうことをしたいんだみたいな話とか、いろいろあった
なと思っています。

そうですね、あと去年ですかね、青少年の人が集まる意見交換会みたいのもあったん
ですが、どちらもやはり大田区に住んでる青少年の中でも、こういうことをしたいん
ですと思っている人は結構たくさんいるなと実感しております。

そうしたところでも、今回6年間務めさせていただいたんですが、今後も、ぜひ青少
年当事者として、自分たちの課題を自分たちの言葉で伝えるということも非常に重要
だと思いますので、今後もそういった青少年の声がしっかり届く仕組みをぜひほかの
場で持って続けていっていただきたいというのが私の思いです。

以上です。

○青木座長 東使委員、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○茨田委員 大田区少年少女団体協議会の茨田尚と申します。よろしくお願いいたします。

資料の中で、4ページのPoint、非常に私はこの指摘というのは共感しております、
経済発展の中、どうしても世の中、経済が発展して未来が開かれていく、こどもたち、
若者たちも発展の中で歩み続けていく、世の中の動きに合わせて、青少年たちが成長
していくということですから、絶えず世の中に合わせるというか、また激しい動きに
埋もれてしまうことは一番避けなければならない。

その中には、いいこともあるし、また非常に人間社会として見づらい面だとか、そう
いったような弊害もたくさんありますのでね、私たちみんな、こういったような問題

に大なり小なり携わっているものが、絶えず世の中の動きについて敏感にならなければならない。

若者たちは成長して絶えずシャープな感覚で物事を捉えておりますのでね、いろいろ出ておりますけど、いろいろな団体と連携すると、これも当然のことでもありますので、私たちがさらに一層勉強しながら、こういったような問題に関心を高めて、今後対応していかなければならないなと思っております。

以上でございます。

○青木座長 茨田委員、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

皆様、ありがとうございます。

私からの感想ですけれども、私がこの協議会に参加させていただいたのが、令和6年度からになります。本当に短い期間でしたけれども、この協議会に参加させていただいて、委員の皆さんのいろいろな御発言に触れて、本当に多くのことを勉強させていただいたなというふうに思っております。

大田区では、本当に様々な団体、組織が青少年のことにに関して関わっているということで、本当に豊かな資源、リソースというのが存在する。それは、やはりこの協議会が71年という歴史を紡いできた中で、培われてきたものは多々あるんじゃないかなというふうに思っております。

今回、皆様の意見にもあり、提言書にも書かせていただいたように、この財産を引き継いで、時代の変化によって様々な問題が起こってもいますけれども、そういったものにも迅速に、また柔軟に対応していけることを今後も期待したいと思います。

本当に皆様のお力で、この提言書ができましたことを感謝申し上げます。

この協議会の土台にあるこどもたちの健やかな成長を願う思いは、71年以上にわたり地域で育まれ受け継がれてまいりました。

今、皆様にそれぞれのお立場からお話をいただいたお気持ちも含め、未来につないでいかれることを願い、この提言書を区長へ提出したいと思います。

○小池青少年・生涯学習担当課長 それでは、区長、青木座長、ご起立、ご移動ください。

(区長及び座長移動)

○青木座長 それでは、大田区青少年問題協議会から、大田区青少年問題協議会のあり方に関する提言書を提出いたします。

○鈴木区長 重みのある提言書、確かに頂戴しました。

○青木座長 よろしく願いいたします。

○小池青少年・生涯学習担当課長 ありがとうございます。

提言書に当たりましては、この提言書表紙の裏に、青木座長から「はじめに（本提言に寄せて）」ということで、そちらもご寄稿いただきました。そちらも含め、ありがとうございます。

皆様からいろいろな様々な立場の御意見、本当にありがとうございます。

それでは、区長より御挨拶をお願いできればと思います。

○鈴木区長 ただいま、委員の皆様より、大変重みのある提言書を頂戴いたしました。

真摯な御審議を重ねていただきましたことに深くお礼を申し上げます。ありがとうございます。

戦後の復興期から現在に至るまで、本協議会が果たされてきた歩みと功績は、区の大きな財産でございます。

時代の移り変わりとともに、地域の青少年健全育成は、非行対策を中心とした関わりから、多様な経験や豊かな学びの場を通じた関わりへと変化しています。

今回の提言は、今後の地域社会において、青少年が地域とのつながりを感じながら学び、健やかに成長するための環境が一層充実し、青少年を中心とした豊かで持続可能な地域づくりを実現する上での道しるべとなるものであるというふうに、受け止めさせていただいております。

大田区は、来年3月に区制80周年を迎えます。本協議会で70年以上の長い歴史の中で培われてきた地域の皆様とのつながりを、今後の区政運営へとしっかりと継承をしてまいります。

この先の未来を担う青少年のため、引き続き委員の皆様方からのお力添えを、ぜひお願いを申し上げます。

最後になりますが、改めまして、青少年対策地区委員会をはじめ、地域で青少年に関わる皆様の長きにわたる御貢献により、本協議会が当初の役割である非行対策の役割を完遂したことに、心から敬意と感謝を表します。誠に皆様ありがとうございました。

○小池青少年・生涯学習担当課長 鈴木区長、ありがとうございます。

さて、この大田区青少年問題協議会は、大田区青少年問題協議会条例を根拠として置かれている区長の附属機関でございます。

本日、提言書を区へ御提出いただきましたが、こちらあくまで提出でございまして、現時点ではまだ協議会は解散に正式には至っておりません。

今後の流れといたしましては、こちらの根拠法である「大田区青少年問題協議会条例」の廃止案を区議会に提出させていただいて、それを可決していただいて初めて、協議会の廃止が正式に決定されるものとなります。廃止の時期につきましては、事務的でございますが、令和9年3月31日に向けて調整を進めさせていただきたいと思っています。

本会議の今後の開催予定はございませんが、引き続き皆様におかれましては、何とぞその旨を御理解いただけますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、青少年問題協議会の会議は終了させていただきます。

皆様、本日は誠にありがとうございました。

午後2時07分閉会